

関西看護医療大学履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西看護医療大学学則（以下「学則」という。）第26条第2項の規定に基づき、授業科目（以下「科目」という。）の履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 本学の教育課程は、別表のとおりとする。

(科目の開設)

第3条 毎学年における科目、授業時間数及び授業担当教員は、毎学年の初めに示すものとする。

(履修の登録)

第4条 学生は、履修しようとする科目について、あらかじめ履修登録を行わなければならない。

2 履修登録は、別に定める様式により、指定された期日までに学長に届け出てその承認を得ることにより行う。

3 学生は、前2項の履修登録をした後においては、履修登録した科目を任意に変更することができない。

(履修の禁止)

第5条 次に掲げる科目は、履修することはできない。

(1) 履修登録していない科目

(2) 既に単位を修得した科目

(3) 授業時間が重複する科目

(単位の認定)

第6条 各科目の単位の認定は、試験の成績により行い、試験の合格者に所定の単位を与える。

(試験の方法)

第7条 試験は、筆記試験、口述試験、実技試験、論文提出その他とする。

2 試験は、原則として担当教員が実施する。

(定期試験)

第8条 定期試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、担当教員が必要と認めたときはこれら以外の時期に行うことができる。

(受験資格)

第9条 次の各号のいずれかに該当しない者は、該当科目の試験を受験することができない。

(1) 履修する科目の出席時間が、当該科目の授業時間数の3分の2（臨地実習に係わる科目にあっては、5分の4）以上の者。

(2) 出席時間数が前号に達しない者のうち、欠席の事情及び程度により、担当教員が同号に定める者と同等であると認めた者。

(追試験)

第 10 条 定期試験に欠席した者の追試験は、行わない。ただし、病気その他やむを得ない事由により定期試験を受けることができなかつた者は、当該事由により定期試験を受けることができなかつた科目について追試験を受けることができる。

2 前項の規定により追試験を受けようとする者は、追試験受験願（別記様式第 1 号）に医師の診断書その他当該定期試験を受ける事ができなかつた事由を証する書類を添えて、指定された期日までに学長に提出し、その承認を得なければならない。（再試験）

第 11 条 定期試験又は追試験において不合格となつた者で学長が教育上必要があると認めるものに対しては、不合格となつた科目について 1 回限り再試験を行うことができる。

2 前項の規定に基づき再試験を受けようとする者は、再試受験願（別記様式第 2 号）を指定された期日までに学長に提出しなければならない。

（成績の評価）

第 12 条 成績の評価は 100 点満点とし、成績の評価は、次の基準により担当教員が行うものとする。ただし、再試験に合格した者の成績は 60 点とする。

| 評 価 | 成 績 | 合 否 |
|-----|--------------|-------|
| A | 80 点 ～ 100 点 | 合 格 |
| B | 70 点 ～ 79 点 | |
| C | 60 点 ～ 69 点 | |
| D | 59 点以下 | 不 合 格 |

2 2 人以上の教員により授業が分担される科目については、当該科目を分担する教員の合議により成績の評価を行うものとする。

（試験による不正行為）

第 13 条 試験において不正行為があつたときは、該当不正行為に係わる科目の試験及び該当試験期間中に既に受験した科目の試験は無効とし、当該試験期間中の以後の受験を認めないものとする。

（履修の制限及び再履修）

第 14 条 授業科目の履修の制限及び単位を修得することができなかつた授業科目の履修については、別に学長が定める。

（実施規定）

第 15 条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 11 月 4 日から施行する。